

協議第18号 地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて提出する。

平成16年 1月27日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

地域審議会の取扱いについて
---------------

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会 については、新市において設置する。
--

平成16年 2月26日 確認

協議第18号 地域審議会の取扱いについて 参考資料

地 域 名	調 整 方 針
八代地域市町村合併協議会	<p>「市町村の合併の特例に関する法律第5条の4」に基づく地域審議会については、新市において設置する。なお、設置する地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、今後の新市建設計画策定、議会議員の任期及び定数の取扱い、新市における本庁・支所の組織・機能等の協議を踏まえて定めていくものとする。</p>
鹿本地域合併協議会	<p>市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会については、新市において設置する。設置する地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、今後の新市建設計画の策定、議会議員の任期及び定数の取扱い、事務組織及び機構の取扱い等の検討を踏まえて提案するものとする。</p>
天草上島4町合併協議会	<p>市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を新市において設置する。</p>
南阿蘇3村合併協議会	<p>市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく、地域審議会を新村において設置する。</p>
田浦町・芦北町合併協議会	<p>地域審議会については、設置しない。</p>
宇土・富合合併協議会	<p>市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会については、新市において設置しないものとする。</p>

### 【地域審議会について】

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前に関係市町村間の協議により、旧市町村の区域に地域審議会をおくことができます。（合併特例法第5条の4）

地域審議会は、新市における関係区域に関する事務について、新市の長の諮問に応じて、または必要に応じて意見を述べることとなります。

また、新市の長は、新市建設計画を変更しようとするときは、地域審議会が置かれている場合には、その意見を聞かなければならないこととされています。

### 手続き他

合併前の関係市町村間の協議で設置します。  
協議事項は、次のとおりです。

- ・ 設置する期間、区域
- ・ 地域審議会の組織
- ・ 構成員の定数、任期、任免
- ・ その他必要な事項

協議は関係市町村の議会の議決を経て成立します。成立した場合は、その内容を告示しなければなりません。

協議して定めた内容を合併後に変更しようとするときは、新市の条例で定めなければなりません。

### 審議会に関する主な法令等

#### 地方自治法138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。（後略）

#### 合併特例法第5条第8項

第6項の規定（議会の議決を経て新市建設計画の変更ができる旨）により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

#### 合併特例法第5条の4

- 1 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が 処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

Q 地域審議会とは何ですか。

A 合併をすると、行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなることによって、住民の意向が合併市町村の施策に反映されにくくなるという意見があり、そのことが合併の阻害要因にもなってきました。このことに対応して、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、平成11年の改正により地域審議会制度が設けられました。

地域審議会は、合併関係市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または、必要に応じて長に対して意見を述べることができる、合併市町村の附属機関です。したがって、2つの合併関係市町村の区域を併せて1つの地域審議会を置くことや1つの合併関係市町村の区域を分割し複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。

なお、合併に伴い市町村の規模が大きくなるため、広報公聴の単位などとして、合併関係市町村の区域を更に細分化し、それぞれに附属機関を置くことなどは、合併の阻害要因を除去するという本制度の趣旨とは異なり、その必要がある場合には、合併市町村が地方自治法に基づき、条例により附属機関を設置することができます。

Q 地域審議会はどのようにして設置・組織されるのですか。

A 地域審議会は、地方自治法第138条の4第3項の附属機関ですので、原則どおりであれば、合併市町村が条例で設けることとなります。しかし、地域審議会の設置の主な趣旨は、合併前の懸念を払拭することですので、合併前に設置の決定がなされることが適当です。ただ、新設合併では合併前にそのための条例を定められず、編入合併でも編入をする市町村のみの意思で条例を制定することは不適當なので、条例ではなく合併関係市町村の協議によって、合併前に設置を決定することとされました。

地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免などの組織や運営に関する事項も、この合併関係市町村の協議によって定めま

す。

これらの協議については、各市町村の議会の議決が必要です。合併市町村が、合併関係市町村の協議によって定められた事項を変更するときは、条例で定めることが必要です。

Q 地域審議会は必ず設けなければならないのですか。

A 地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情に応じて判断されるべきであり、すべての合併市町村に置かなければならないものではありません。また、地域審議会を置くことになった市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域に置かなければならないものでもありません。

Q 地域審議会ではどのようなことが審議されるのですか。

A 地域審議会がどのような任務を持つかについては、地域審議会の設置を決める合併関係市町村の協議において話し合わせ、明らかにすることが期待されますが、その任務の内容は、地域の実情に応じてそれぞれ判断されるべきものです。ただし、一般論としては、次のような事項が想定されます。

(1)合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べること

市町村建設計画の変更

市町村建設計画の執行状況（定期的）

当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用

予算編成の際の事業等に関する要望

基本構想・各種計画の策定・変更

住民の行為等が規制される地域の指定

(2)必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること

市町村建設計画の執行状況（随時的）

公共施設の設置・管理運営

福祉・廃棄物処理・消防等の对人的施策の実施状況

Q 地域審議会を設置する期間はどれくらいですか。

A 地域審議会は、市町村合併の直後という特別な状態において設けられる特例的な制度ですので、合併関係市町村の協議により定められた一定の期間に限って設置されるものです。この期間を合併後に変更することは一般的には適当ではありません。これを容易に認めると、周辺部などの相対的に小さな合併関係市町村であった区域の意見が尊重されずに、合併市町村の側で設置期間を短縮するという事も想定されるからです。ただ、著しい長い期間が設定され、かえって行政運営の妨げになるようなことがないようにする必要があります。

設置期間を決定するに当たっては、市町村建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合にはその意見を聴くこととされていることなどから、市町村建設計画の期間（5年～10年）も考慮されることが適当です。

## 協議第18号 地域審議会の取扱いについて 参考資料

【宇城東部二町合併協議会】

### 地域審議会の設置について

#### 1. 設置

合併後、合併特例法第5条の4第1項の規定に基づき、下益城郡中央町及び砥用町の区域毎に、それぞれ中央地区地域審議会、砥用地区地域審議会（以下「地域審議会」という。）を置く。

#### 2. 設置期間

地域審議会の設置期間は、合併の日から平成19年3月31日までとする。

#### 3. 所掌事務

(1) 地域審議会は、新町の関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

新町建設計画の変更に関する事項

新町建設計画の執行状況に関する事項

地域振興のための基金の活用に関する事項

新町の基本構想の作成及び変更に関する事項

当該区域においてのみ行われる事務・事業や当該区域に特別に利害関係のある事務・事業に関する事項

その他、町長が必要と認める事項について、町長に意見を述べるができる。

#### 4. 組織

(1) 地域審議会の委員は、委員14名以内で組織する。

(2) 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で次の各号に掲げるもののうちから、町長が任命する。

嘱託員

農林業団体、商工業団体に属する者

社会教育及び学校教育の団体に属する者

青年、女性、老人を構成員とする組織に属する者

社会福祉に関係する者

消防団に関係する者

学識経験を有する者

#### 5. 任期

(1) 委員の任期は、2年5ヶ月とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 委員は、再任されることができる。

## 6．会長

- (1) 地域審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- (2) 会長は、会議を総理し、地域審議会を代表する。
- (3) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## 7．会議

- (1) 地域審議会は、町長が招集する。
- (2) 地域審議会は、毎年1回以上開催するものとする。また、地域審議会の委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。
- (3) 地域審議会は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- (4) 地域審議会の議長は、会長をもって充てる。
- (5) 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させ意見を述べさせることができる。

## 8．庶務

地域審議会の庶務は、企画を担当する課において処理する。

## 9．雑則

地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り、これを定める。

## 協議第 18 号 地域審議会の取扱いについて 参考資料

【中球磨 5ヶ町村合併協議会】

### 地区地域審議会の設置に関する事項

#### 1. 設置

合併後、地区に、合併特例法第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地域審議会を置く。

#### 2. 設置期間

地域審議会の設置期間は、合併の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

#### 3. 所掌事務

(1) 地域審議会は、新町の関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

新町建設計画の変更に関する事項

新町建設計画の執行状況に関する事項

地域振興のための基金の活用に関する事項

新町の基本構想の作成及び変更に関する事項

その他町長が必要と認める事項

(2) 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べる  
ことができる。

#### 4. 組織

(1) 地域審議会の委員は、委員 15 名以内で組織する。

(2) 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で次の各号に掲げるもののうちから、町長が任命する。

区長

農林業団体、商工業団体に属する者

社会教育及び学校教育の団体に属する者

青年、女性、老人を構成員とする組織に属する者

社会福祉に係る者

消防団員

学識経験を有する者

#### 5. 任期

(1) 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 委員は、再任されることができる。

## 6．会長

- (1) 地域審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- (2) 会長は、会議を総理し、地域審議会を代表する。
- (3) 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## 7．会議

- (1) 地域審議会は、町長が招集する。
- (2) 地域審議会は、毎年1回以上開催するものとする。また、地域審議会の委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。
- (3) 地域審議会は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- (4) 地域審議会の議長は、会長をもって充てる。
- (5) 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させ意見を述べさせることができる。

## 8．庶務

地域審議会の庶務は、企画を担当する課において処理する。

## 9．雑則

地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り、これを定める。